

入札監理小委員会における審議の結果報告

発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務、
技術審査業務）

発注者支援業務等（用地補償総合技術業務）

公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査
支援業務、ダム管理支援業務、
堰・排水機場管理支援業務、
道路巡回業務、道路許認可審査・適
正化指導業務）

国土交通省、内閣府の道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、用地補償総合技術業務、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム・排水機場管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年度から1年以内または、1年を超える期間を契約期間として民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 業務量、入札単位、契約期間について【共通】

【論点】

- 予算編成のスケジュール等との関係上、現段階で個別の業務量、入札単位（事務所内での分割発注等）、契約期間を確定することができないため、これらの項目が実施要項に明記されていないが、監理委員会での審議をどのように行うのか。

【対応】

- 業務の性質上、現段階で記載が困難であるとしても、これらの項目については、実施要項における重要な要素であることから、入札公告時に明らかにすることとした上で、その内容の監理委員会への報告を義務付けるとともに、その旨を実施要項に明記することを条件として審議を了解することとした。

2. 事業評価等の進め方について【共通】

【論点】

- 単年度契約と複数年度契約の業務が混在すること、所管公益法人の一者応札による受注が多く競争性の確保が大きな課題となっていること等から今後の事業評価等の進め方を明確にしておくことが必要ではないか

【対応】

- 単年度契約で実施する業務については、平成23年6月頃の基本方針改定、平成23年11月頃の実施要項審議の段階で、業務の実施状況の調査等を行うことが困難であるため、契約終了後の平成24年3月末の実施状況を踏まえて行うこととするが、競争性の確保が大きな課題となっている案件であることから、入札実施後速やかに、入札の実施結果を監理委員会へ報告することを求めるとともに、その旨を実施要項に明記することとした。

3. 入札官署について【公物管理補助業務】

【論点】

- 公物管理支援業務（河川巡視支援業務、河川許認可支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務）について、公共サービス改革基本方針別表に示された入札対象官署のうち対象から除かれている官署があるが、その取扱いをどうするか。

【対応】

- 入札対象官署の相違については、各地方整備局等で行われている業務の現状等に即して、平成23年度の発注予定を精査した結果とのことであるが、基本方針別表との相違を明確にするため、実施要項においても、対象公共サービスの詳細な内容の部分に明記することとした。

4. 達成目標について【公物管理補助業務】

【論点】

- 河川許認可審査支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務については、達成目標として、行政手続法上の標準処理期間に関する視点を盛り込む必要があるのではないか。

【対応】

- 業務ごとの標準処理期間の目安を記載するとともに、標準処理期間内に処分が行えるよう、管理技術者から調査職員へ審査終了の報告を行うことを明記した。

5. 情報開示【共通】

【論点】

- 従来の実施状況に関する情報の開示内容が必要かつ十分な内容となっているか。

【対応】

- 民間事業者に分かり易い内容となるよう、従来の実施に要した経費及び人員の変動要因、災害等緊急対応による業務量等について記載を追加した。

6. 意見募集の結果【共通】

【論点】

- 意見募集の結果を踏まえ、必要な検討がされているか。

【対応】

- 意見募集の結果を踏まえ、契約内容の変更に関して、どのような場合に契約の変更が生じ得るのかをより具体的に記載するなど、必要な検討及び修正を行った。

以上